

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年8月9日  
照会部署名 千代田年金事務所厚生年金適用課  
照会担当者 小林 勉  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 田中

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—054	本部受付番号 No. 2010—842
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

現物給与(住宅)について
--------------

(内容)

厚生労働大臣が定める現物給与の価額のうち住宅については1月あたりの価額のみが示されている。

月の途中から社宅に入居し現物給与を受けることとなったときには、この価額を日割り計算すべきかどうかについてご教示願います。

<照会に係る諸規程等の名称、条文番号等>

「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」厚生労働省告示第231号

<対応案>

現物給与を受けていない期間の分を報酬に計上するのは合理性を欠くため、日割り計算をすべきと思われる。

(ブロック本部回答)

既存の諸規定等では明らかにされていないため、本部へ照会していただきたい。

回答日 平成22年8月13日

回答部署名 南関東ブロック本部 適用・徴収支援部  
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）川合 満男  
連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

現物給与（住宅）の価額は、各県ごとで統計資料等をもとに算出されており、また、算出方法自体異なっているところではあるが、賃貸契約の場合は、日割りで計算されることが多いことから、住宅の場合も同様、実際に現物給与を受けることになった時から、日割計算するのが妥当であると考える。

なお、現物給与等の取扱いについては、年金局と調整を図る予定であり、改めて連絡させていただくことになる。

回答日 平成22年12月17日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 上仁 武

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上